

# 医療費の適正化にご協力ください！

国民医療費は、近年増加の傾向が続いています。私たち一人ひとりが生活習慣を見直し、適正に受診することで、抑えられる医療費があります。いざという時に誰もが安心して受診できるように、医療費の適正化にご協力をお願いします。

## お医者さんのかかり方

- 同じ病気での「はしご受診」はやめましょう  
病院を変えるごとに初診料や検査費用がかかり、医療費増加の原因となるだけでなく、検査や薬の重複によって身体への負担や副作用を生じる危険性もあります。
- 領収書・明細書は保管しましょう  
領収書や明細書があれば、治療内容が分かり、医療費の請求間違いなどにも気がつきやすくなります。
- 緊急性のない時間外受診はやめましょう  
夜間や休日に開いている医療機関の医療費は、通常よりも高く設定されています。緊急時以外は、診療時間内に受診するようにしましょう。
- ジェネリック医薬品を利用しましょう  
ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果がありながら価格が安く設定されており、自己負担も軽減されます。医師または薬剤師に相談し、納得した上で利用しましょう。
- “いきなり大病院”は控えましょう  
紹介状なしで大病院を受診すると、初診料とは別に5,000円以上の定額を負担しなければなりません。まずは「かかりつけ医」を受診し、必要に応じて紹介状をもらい大病院を受診しましょう。

## こうちこども救急ダイヤル

夜間や休日に、お子さんが急な病気で心配な時は、「こうちこども救急ダイヤル ☎ #8000 相談時間：20時～翌日1時（365日対応）」を利用しましょう。看護師が電話で相談にお応えします。

問 市民課保険係 ☎ 63-1112

# 在宅介護をされている方へ ～介護用品給付事業および 家族介護慰労金支給事業のご案内～

寝たきりや認知症など、重度要介護高齢者(65歳以上)を自宅で介護している家族の経済的・身体的な介護負担を軽減し、高齢者の在宅生活の継続を支援します。

### 介護用品を支給します - 介護用品給付事業 -

#### 支給内容

1年間1人あたり7万5,000円以内で紙おむつや尿とりパッドなどの介護用品（消耗品）を支給します。

#### 主な要件

- 要介護者が、要介護4以上、またはそれに相当する状態であると認められる方。
- 介護者、要介護者ともに、介護保険料の滞納がないこと。
- 介護者、要介護者ともに、生活保護を受けていないこと。
- 介護者、要介護者ともに、市民税非課税世帯であること。

### 慰労金を支給します - 家族介護慰労金支給事業 -

#### 支給内容

1年間1家族あたり10万円を支給します。

#### 主な要件

- 要介護者が、要介護4以上、またはそれに相当する状態であると認められる方。
- 介護者、要介護者ともに、介護保険料の滞納がないこと。
- 介護者、要介護者ともに、生活保護を受けていないこと。
- 支給申請日前6カ月間、法に規定する居宅サービスまたは施設サービスを利用しておらず、医療機関等に入院していないこと。

※年間1週間程度の短期入所生活介護および短期入所療養介護の利用または医療機関等の入院を除く。

※ 詳しくはお問い合わせください。

申請場所 長寿政策課予防係 申請時に必要なもの 認め印、介護保険被保険者証

問 長寿政策課予防係 ☎ 63-9112